

野田市告示第42号

公共下水道（汚水）の供用を開始するので、下水道法第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

その関係図面は、野田市の休日を定める条例（平成元年野田市条例第18号）第1条第1項に定める市の休日を除く令和5年3月16日から3月31日の午前8時30分から午後5時15分の間、に当市建設局土木部下水道課事務室に備え置いて縦覧に供する。

令和5年 3月16日

野田市長 鈴木 有

記

1 供用を開始する年月日

令和5年 4月 1日

2 供用を開始する区域

処理分区	大字	字	区分
野田第1-2	尾崎 七光台	堂山、篠山	各一部
野田第1-3	七光台		一部
野田第2-2	七光台		一部
野田第2-3	柳沢新田 清水	庚申塚、畔ヶ谷、山ノ内 中原付	各一部
野田第2-4	堤台 上花輪新町	向山	各一部
野田第4	花井 桜台 山崎	下里、東大和田	各一部
野田第5	山崎	亀山、島	各一部
野田第6-2	山崎	東亀山	一部

3 供用を開始する排水施設の位置

(1) 野田第1-2処理分区

管番号	起 点	終 点
2701	七光台 441-17	七光台 441-13
2705-1	七光台 441-13	七光台 441-15
2705-2	七光台 441-15	七光台 455-1
2706	七光台 455-1	七光台 459-3
2704	七光台 441-21	七光台 441-13
2702	七光台 441-27	七光台 441-15
2747	七光台 457-33	七光台 33-15
2581-S1	尾崎字篠山 554-1	尾崎字篠山 554-5
2581-S2	尾崎字篠山 554-5	尾崎字篠山 431-1
2553	尾崎字篠山 526-5	尾崎字篠山 526-6
2555	尾崎字篠山 444-3	尾崎字篠山 448-4
2533	尾崎字堂山 203-2	尾崎字堂山 190-1

(2) 野田第1-3処理分区

管番号	起 点	終 点
185	七光台 212-68	七光台 212-70
186	七光台 212-70	七光台 194-17
188	七光台 194-17	七光台 975-4
187-1	七光台 194-10	七光台 194-13
187-3	七光台 194-13	七光台 194-17
223	七光台 115-18	七光台 115-8
224	七光台 189-10	七光台 189-3
189-1	七光台 247-5	七光台 246-1
190	七光台 246-1	七光台 237-29
196	七光台 237-29	七光台 240-1
191	七光台 312-20	七光台 312-31
195	七光台 312-31	七光台 237-29
215	七光台 181-2	七光台 251-6
216-1	七光台 182-3	七光台 182-19
216-2	七光台 182-35	七光台 182-19
216-3	七光台 242-2	七光台 237-23
214	七光台 178-18	七光台 178-6

(3) 野田第2-2処理分区

管番号	起 点	終 点
面のみ	七光台 368-1、368-3、368-4、 368-5、370-1	

(4) 野田第2-3処理分区

管番号	起 点	終 点
2052	柳沢新田字畔ヶ谷 21-19	柳沢新田字畔ヶ谷 15-6
2090	柳沢新田字庚申塚 49-81	柳沢新田字庚申塚 49-86
2092	柳沢新田字庚申塚 49-87	柳沢新田字庚申塚 49-2
2091	柳沢新田字庚申塚 49-72	柳沢新田字庚申塚 49-66
2093	柳沢新田字庚申塚 49-62	柳沢新田字庚申塚 49-57
2095	柳沢新田字庚申塚 49-51	柳沢新田字庚申塚 49-47
2089-1	柳沢新田字山ノ内 42-126	柳沢新田字山ノ内 42-33
面のみ	清水字中原付 382-14. -15	

(5) 野田第2-4処理分区

管番号	起 点	終 点
687-1	上花輪新町 9-6	上花輪新町 10
147-2	堤台字向山 44-1	堤台字向山 41

(6) 野田第4処理分区

管番号	起 点	終 点
面のみ	山崎字下里 1110-2、1111、1112	
面のみ	山崎字東大和田 1411-12、 1411-17、1411-18、1411-31、 1411-47、1412-5、1412-6、 1413-6、1462-3、1463-3、 1465-4、1465-5	

(7) 野田第5処理分区

管番号	起 点	終 点
209-2	大字山崎字亀山 2637-8	大字山崎字亀山 2639-4
面のみ	山崎字島 2570-20、2600-2、 2600-3、2600-4、2601-1、 2601-2、2601-3、2601-4、 2601-5、2601-6、2602-2	

(8) 野田第6-2処理分区

管番号	起 点	終 点
49-1	山崎字東亀山 2653-10	山崎字東亀山 2653-6
49-2	山崎字東亀山 2653-6	山崎字東亀山 2654-2
50-1	山崎字東亀山 2654-2	山崎字東亀山 2654-2
50-2	山崎字東亀山 2654-2	山崎字東亀山 2654-11
42	山崎字東亀山 2641-1	山崎字東亀山 2649-1
43	山崎字東亀山 2649-1	山崎字東亀山 2651-5

- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式

- 5 下水の処理を開始する公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の名称及び位置
 - (1) 江戸川第一終末処理場 市川市下妙典、本行徳及び加藤新田
 - (2) 江戸川第二終末処理場 市川市福栄四丁目